

第二十八回国 参議院 文教委員会 會議録 第一号

昭和三十三年二月十一日(火曜日)午後
四時二十二分開会

委員氏名

委員長 秋山 長造君
理事 野本 品吉君
理事 林田 正治君
理事 矢嶋 三義君
理事 常岡 一郎君
理事 大谷 賢雄君
理事 大野木秀次郎君
理事 川口爲之助君
理事 川村 松助君
理事 近藤 鶴代君
理事 左藤 義詮君
理事 松岡 平市君
理事 三浦 義男君
理事 吉江 勝保君
理事 安部 清美君
理事 高田なほ子君
理事 松澤 靖介君
理事 松永 忠二君
理事 湯山 勇君
理事 加賀山之雄君

委員の異動

十二月二十日委員大野木秀次郎君、川村松助君及び常岡一郎君辞任につき、その補欠として下條康麿君、初木亨弘君及び竹下豊次君を議長において指名した。
十二月二十三日委員初木亨弘君、安部清美君及び松澤靖介君辞任につき、その補欠として川村松助君、柴谷要君及び永岡光治君を議長において指名した。

一月二十日委員矢嶋三義君、柴谷要君、高田なほ子君及び永岡光治君辞任につき、その補欠として大和与一君、亀田得治君、竹中勝男君及び吉田法晴君を議長において指名した。
一月二十七日委員大谷賢雄君及び亀田得治君辞任につき、その補欠として郡祐一君及び高田なほ子君を議長において指名した。
一月二十九日委員近藤鶴代君辞任につき、その補欠として大野木秀次郎君を議長において指名した。
一月三十日委員郡祐一君及び竹下豊次君辞任につき、その補欠として林屋龜次郎君及び常岡一郎君を議長において指名した。

二月三日委員高田なほ子君辞任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。
二月四日委員左藤義詮君辞任につき、その補欠として郡祐一君を議長において指名した。
二月五日委員松岡平市君辞任につき、その補欠として西岡ハル君を議長において指名した。
二月七日委員山口重彦君辞任につき、その補欠として高田なほ子君を議長において指名した。

委員長の補欠
一月二十九日秋山長造君委員長辞任につき、その補欠として湯山勇君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長

湯山

勇君

理事

野本 品吉君
林田 正治君
竹中 勝男君
常岡 一郎君

委員

川村 松助君
下條 康麿君
林屋 龜次郎君
三浦 義男君
秋山 長造君
高田なほ子君
松永 忠二君
大和 与一君

事務局側

常任委員
会専門員

工業 英司君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○調査承認要求の件

○委員長(湯山勇君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動については、そのつど報告することになっておりますが、諸種の事情で、長期間委員会を開くことができませんでしたので、便宜これを省略することにいたしました。

一月三十一日及び二月十日に開きました理事会の経過について報告いたします。委員会の定例日は、従来毎週火曜、木曜でありましたが、今期国会においても同様とすることに決定いたしました。

本日の案件は、理事の補欠互選及び調査承認要求であります。本日は、

は、当面の文教政策及び昭和三十三年度文教科算を中心として質疑を行うことといたしました。

○委員長(湯山勇君) 次に、第二十七回国会閉会中委員派遣を行ない、種々の重要な調査を行なったのであります。その報告については、相当の期間を経過いたしておりますので、今回は調査報告書を會議録に掲載する扱いとすることに意見の一致をみました。以上、報告の通り取り運ぶことに御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(湯山勇君) 理事の補欠互選を議題といたします。

現在当委員会には理事の欠員が二名あります。互選は先例により、委員長が指名によりたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(湯山勇君) 次に、調査承認要求についてお諮りいたします。

当委員会としては、従来、教育、文化及び學術に關して種々調査を行なつていたものであります。今期国会においても、同様の方法により調査を行うことに御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。つきましては、本院規則第七十四条の三により、議長に提出いたします調査承認要求書の作成その他について、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

〔参照〕
調査報告

第一班 第一班

第一班の御報告をいたします。
第一班は野本、高田の両委員と調査室から生田調査主事が随行いたしました。十一月二十四日より、十二月三日までの十日間に亘り

一、へき地教育の現況
二、大学の運営状況
三、教職員の勤務評定

の三項目につきまして、北海道を視察調査いたしました。以下順を追つて御報告いたします。

まず、へき地教育につきまして、既に御承知かと存じますが、北海道のへき地指定学校は全国において、小学校では、二三・七%中学校では二七・八%も占めて居ります。

又、四学級までの単級、複式小学校は、一九%二学級までの単級、複式中学校は、四〇・三%にも及んで居ります。道内におきまして、の、単級複式学

校の占める比率は、小学校にて、六三・三％、中学校は、六七・四％とそれぞれ六〇％以上を越えた多数でございまして、いかに小規模学校が東北六県と香川県と合せた面積に相当する北海道の広大な土地に散在しているかは、これらの数字に依つても、御承知願えるかと存じます。したがいまして、他府県と異り、漸次開発されつつある北海道の義務教育については、この当分の間、増えこそすれ、減ることがないへき地の教育を如何にしておこなうかが、先ず考慮されるような次第でありまして、本件については、教育長以下、非常な熱意をもち、現地の実情も良く承知いたして居り、談合の間にも、ついつい体面と実例が出る程でありました。

現在、北海道は、へき地学校指定基準については、内規を作つておりまして、その内、へき地指定を受けている学校数は、小学校では学校数二、二二〇校中、一級地三三三校、二級地四八〇校、三級地二五八校、四級地七〇校、五級地六七校、計一、二〇八校

中学校では、学校数一、二五五校中、一級地一五七校、二級地二四〇校、三級地一四三校、四級地四三校、五級地三九校計六二二校となつております。

隔遠地手当については、旧制度による国の支給額に比し、大幅に上回り、一級地六〇〇円で逐次、六〇〇円を増し、五級地が三、〇〇〇円支給されて居ります。

教員数につきましては、小学校三、四三二人、中学校二、四五八人となつておりまして、その内普通免許状を有しない助教諭は、小学校一、四七〇人で

四三％、中学校八九六人で三六％の多数を占めておりますが、道教育委員会としては、これらの人達に、より以上の資格を取るよう指導を行い、大学の認定講習の外に、特に放送局の援助により講習放送で、へき地教員のために資格を得る機会を与えて、非常な成果を挙げておりました。

集會室は、それを保有しない学校数が小学校七九五校で総数の六六％、中学校四三五校で総数の七〇％、教員住宅の必要数は小学校一、八六二人で総数の四四％

中学校八八九人で総数の四〇％、無電灯学校は、へき地指定学校のうち六〇〇校を数え、三〇％という現況でありまして、集會室は冬の学校体育と保健衛生の場であり、へき地の社会教育のセンター、保健活動のセンターとしても、活用出来るので、道教育委員会としても、整備に努め、教員住宅の確保と共に強く補助の増額を要望されました。また、無電灯学校については、全国に比して、小学校は四二％、中学校では四四・六％と非常に多く、本年度より予算の付いた自家発電の補助により、小水力四、火力五、風力二〇箇所と電灯がついて、その喜び様は、想像に及ばない程ですが、反面教員の電気に関する知識が必要となり、そのため負担が重なるので困るとの話がありました。

教育長は、この自家発電と併せ、テレビジョンをへき地学校から入れる計画を構へ、本年は数カ所、来年度からとの喜ばしい話を聞かせて呉れま

保健問題については、学校の身体検査も殆ど実施されていない実情で、学校に頼りなく、村一軒のよろず屋の店に、児童、生徒が行つて計るとか、医方さんが身体検査をするところが良い方だとか非常に考えさせられる話を聞きました。これらの学校と医療機関までの距離については二軒以上の学校が全数の三五・二％もある現状で医師の巡回身体検査の実施について教職員、家族の保健衛生管理と併せて特別な助成を講ぜられたいとの要望がありました。

次に視察いたしました網走と帯広のへき地勤務教員養成所について申し上げます。

網走教員養成所は、昭和二十六年に認可設立され、設置者は北海道及び網走市の共催で、経費は北海道及び網走市が毎年約二百万円負担しております。職員は四〇名となつておりますが、職務主任と指導委員、事務関係者が五名でありまして、他は兼務又は講師三名、主事に一人となつており、学生の定員は五〇名で二年修業であります。

校舎は市教委内の旧建物に教室兼講堂三〇坪普通教室一四坪、図書室五坪、音楽演習室が二坪、職員室一二坪、其の他は市教委と共同使用という非常に粗末な狭いところで関係者には申し訳がないが、暗い馬小屋か物置という感じを受けましたが、前に述べました正規教員の不足致しておりますへき地学校に貴重な教員を二四一名も出してあります、これらの教員は一〇〇％現地で地に付いた立派な教員となり他に変る者は、殆んど無いとの心強い話でした。

尚北海道は一般に男子教員に比し、女子教員が非常に少く特にへき地教員を確保するのが困難のため本養成所は来年度からへき地の女子教員専門の養成をする計画であるとのことでありました。

十勝教員養成所は、昭和三十三年に認可設立されまして設置者は北海道と十勝地方の市、町、村共催であります。経費は道と、市、町、村の負担金で維持されておりますが、職員は三十八名となつておりますが、此処も専任者は三名、事務其の他四名で講師として学大十六名、地元十一名、畜大四名となつており、学生の定員は五〇名で修業は二年となつております。

校舎は市庁舎の一隅にありまして、教官から実験実習には畜大が援助と便宜を計つて実験室を使用して呉れるが、せめて校舎又は教育環境の良い独立の校舎が欲しいと施設、設備について希望を述べておりました。

尚この網走も入学志願者数は定員の約二倍の競争率で、昭和三十三年度の例に依りますと志願者数は男子一〇〇名、女子十二名、入学者は男子四十六名、女子七名となつておりました。へき地学校の女子教員の確保は非常に困難なため、女子は優先して採つてゐるが、志願者が少ないので困つてゐるとの話でした。

これら市町村独自の負担による臨時教員養成の機関に特別な国の補助が望まれておりました。

へき地学校といたしましては、網走市音根内小、中学校の小学校、二学級、児童五十二人、中学校二学級八十八人と標茶町立中御幸別小、中学校の小学校二学級児童六十二人、中学校単

級十四人、又標茶町立沼崎小、中学校の小学校二学級、児童六十五人、中学校、単級二十五人のいずれもへき地三級の指定を受けている学校を視察いたしました。

次にその状況を申し上げますと、私達が北海道にまいりました十一月末には例年なら既に根雪が付いていて、雪の少ない十勝地方を除いては、到底一校を一日や二日の予定では視察出来ないが幸いと申しましたようか本年は雪がおそく、降るには降りましたが根雪となる程ではありませんでした。しかし乍ら寒さは既に厳しく日中も道路は凍つて池には氷が張つてゐるという状況でありました。

ここで標茶町のことを少し申し上げますと、標茶町は根室、釧路の根釧原野の内にあります面積が七十余方里で全国第三位の大きな町であります。

余談にわたりますが、標茶町教育委員会に「こまどり」というジブがありまして、このジブが教材の運搬、児童の巡回図書館、視覚教育映画の巡回し又校舎の簡単な修理に補修材料、職人の運搬と悪路をついて大活躍、然もこれらに殆んど教育長自身が運転をいたしまして日曜、祭日も休みなくへき地の教育に奮闘努力していることはこの地方は勿論北海道の教育関係者の評判となつてゐることをお知らせ致したいと思ひます。

ところで私達が一日中この「こまどり」号に依つてへき地学校を視察して廻つた場所が八分の一ぐらゐのこと、未開拓の原野が多く学校施設は道立標茶高等小学校と小、中学校併せて四十四校、その八割がへき地指定校でありまして毎年入植開拓者の増加に依

り、毎年一校ずつへき地校が増えているという状況であります。

へき地の交通は、内地では想像も出ないことですが、春の雪解け時のぬかるみですが、火山灰に依るこの道路が、如何に悪いという事は標茶で視察の途中に一台のジープが車輪の畦に入つて動けなくなりまして体験しましたし、帯広で退職された教員の方から聞いて真実にあつた話だそうですが、この泥海にはまつて、溺れ死んだ者さもあるというほどで約半年という積雪寒冷（凍結地下七十厘以上）以外に、約二カ月の雪解に依り完全に、交通は途絶し、村の中心部から隔離される期間が長いことでもあります。

この様に長い間隔離される上に、学校には教員住宅が不足し、沼畔では校長が物置を仕切つて、生活しており、電灯設備がないため、ラジオも聞けず、中御幸別の校長は赴任されて、七カ月しか経っていないが、ランプの暗さのため眼をいためて了つたと、また若い方ですが目をしょぼたせており、翌日の準備の原紙を切ることが出来ない、教員住宅自家発電設備の施設を強く要望いたしております。

就学状況は、冬期は吹雪のため、夏季は家事のため長期欠席が非常に多く、これら児童生徒の家庭では経済的に、少しでも余裕のあるところでは教育に關心があるが、貧困家庭では殆ど無關心という状況と、現在開拓されていく場所が殆んど、山間部であるので、貧困家庭が多く、十五分は、弁当を持つて来ないし、持つて来ても、お腹に食物を入れたという程度の者が多い。

従つて一体に、体位は平均より悪く、背丈は、割合に差が少いが、体重が非常に軽いということで、学校給食の実施を考へてはいるものの、PTA会費も五割も納入されれば良い方で、へき地学校に於ては、緊急且つ重要な問題として何らかの措置を施してもらいたいとの声があり、誠にその感を深くしました。

なお教材教具費の増額、旅費の増額、単級、複式教科書の発行、オートバイ、自転車等の配置等の要望がございまして、教育委員会としても四十坪未満の建築物にも文教施設の補助が欲しい旨の陳情がありました。

なおこの際北海道開発審議会の文化、厚生、労働小委員会が昭和三十三年九月二十六日提出いたしました建議につきまして申し上げたいと存じます。この建議の内容は従来政府の北海道開発政策においては、資源の開発に重点がおかれ教育、医療、保健等の文化、厚生事業について顧みることが少なく、公共事業に關しては、北海道の特殊事情を考慮して特別の措置を講じられていたにもかかわらず、文化、厚生事業については、全国一律の立法又は行政基準をもつてのぞみ何等特別な配慮がなされていなかったので公共事業と同様北海道の特殊事情を考慮して、所要の立法及び行政措置を講じられたいとの大意でありまして、その事項としては今回のへき地教育関係の視察に際し各地において要望されたこと、私達が何等かの措置を考へさせられた点について殆んど網羅されておりますから、この建議に依りまして所要の措置が講ぜられまして開発地域におけるへき地教育の問題は殆んど解決できまうの

で大いに期待し私達も努力したいと思ひましたことを併せて御報告いたしておきます。

次に大学について御報告いたします。

大学は、北海道大学と北海道学芸大学並に帯広畜産大学を視察いたしました。これらの大学の問題点について申し上げますと、北海道大学は明治九年に札幌農学校として発足し北海道の進展に伴い農、工、理、医学部の四学部と低温、触媒、結核、応用電気等の四研究所を有する大学でありましたが、戦後人文科学学部が新設され今は十学部二一講座の総合大学と急激に膨張いたしました。現在七二、四九八坪の建造物を持つていたが戦後に教育研究施設として増設されたものは農学部校舎改築に依る三、四三八坪のみであり、然も障害木造建物六三〇坪の解体撤去を差し引けば、実際には二、八〇八坪が六学部の増設に對処するものであり、大学としては、物置、倉庫、武道場、講堂等を改修、補修し、教室、研究室に転用している状況と、この中で、然も既存の建造物は老朽なものが多い、四〇年以上経過せるものが、一三、一八四坪、三〇年以上のもの二、九一九坪と合せて三六、二二五坪となり、一五年以上のもの、七、九八一坪を併せると、四四、二〇六坪にもなる状況でその一例として、大学本部は明治三十六年の建造になる農学部、作業場の建物に、僅かに付け加えたものを使用して居り、しかも狭く小さな会議室が一つしかなく、評議會(三四名)を開く場所が無い、又体育館は屋根はこれ、建物の周囲は補強の柱を建てているような状況で殊

に体育館は北海道の冬季特殊事情より必要欠くべからざるもので、これが新設について促進方を、又屋根の未修理丈でも二、〇〇〇坪もあり、特別な措置等を要望しております。

特に圧縮されている学部、学科は農学部、法、文、経、獣医学部、薬学科、新設講座等でありまして、このようにな不正常のものを正常に復帰するには二七、四六五坪の新築工事を必要とするが、大学としては緩急重要度を見ても昭和三十三年より五カ年計画を樹てこれが解決を計つておりました。

暖房についてですが、本学の暖房には年間汽罐六二基で約一九、〇〇〇噸の石炭を消費し、九、九〇〇萬圓の石炭費と全職員五五強に當る汽罐士、汽罐助手の定員一二七名と勤務者三三名計一六〇名が建物六四館中六館丈の機械焚きをしていくと、六五〇以上が、木造建築であるため、火災防止上分散されているために、必要とされているので、熱管理、石炭節約、暖房配管の保守修理は大きな問題であります。

この暖房の修理費が、全国一律に、一般建物修繕費として坪当り二七〇円として配分される内から修理するため、配管改修すら満足に出来ず、校費をもつて、トラップ、バルブの取換等を行つていて、多額の費用を費しているため、ボイラーの更新、改修は殆ど着手出来ない現状であり、ために、多量の石炭と人員を特に、学校職員労務費から割愛して、暖房しているため、各学部の雇用人が少くなり、病院の場合には、病院本来の技術者レントゲンとか検査の者がボイラーに定員を喰われていたありまして、ボイラーの更新に依り、石炭消費量の三〇・五％と汽罐要

員の約半減とのことで、老朽建物の改築に依る保温度と併せれば、教育研究面に多額な経費を廻すことが出来るといふことを、承知いたしてまいりました。

なお、研究費の増額。新学部が出来ることが、定員を呉れないので困る。常勤講師の増員をして欲しい。講師については、遠隔の学校の講師は、採ること、成ること、文部省の通達により禁止されているが、毎日通勤するので、研究がでなく、遠隔地は、夏冬の集中講義ができるので、その通達を解いて欲しい。

科学技術者の養成に、大学院等の学生定員を増やすより、教育設備の充実が先行すべきである。修繕費については、昭和三十一年度予算二八、三六一萬〇〇〇圓で別途支出した経費が、約一五、〇〇〇萬〇〇〇圓に達する状況で、これも地域の特殊性により、暖房の關係に、三分の一を費やしている。厚生補導費の増額等について、希望意見がございました。

触媒研究所において、四部門に教授、助教各一名、助手二名、研究補助員二名の人員が、現在、米、ソには負けていない世界に誇る研究を行い、抗爭している基礎実験の施設を見て、話を聞きましたが、この実験器具のガラス細工や、部屋の掃除迄、研究者が自分でしなければならぬ、これは他の低温科学、応用電気研究所でも同様でしたが、研究機関における人員(特に研究補助員)施設、設備の不足が優秀な学者を持つており乍ら、この方々を、研究に専念させることが、できないのを眼の前に見、話を伺つて、真に残念

に思いました。次に北海道学芸大学は、昭和二十四年に札幌、函館、旭川の三師範学校をそれぞれ分校とし、岩見沢青年師範学校が札幌分校岩見沢分校となり、後に分校となりましたが、これに新たに、釧路分校を設置、札幌、函館、旭川に各付属の小、中学校を持つております新制大学であります。

定員と現員は、学長、教授以下助手が三三二名で、三三一名附属の教諭、養護教諭七六名で七四名、事務職員技官その他は二六四名で二六〇名、その他常勤勤務者が二五名となっております。

学生数は四年課程が、定員一八二〇名に現員一九〇一名、二年課程が、定員四、七〇〇名に現員四、六〇〇名であります。二年課程については、学科課程の上で無理があるので、来年度からは、三分の一を減らしてこれを四年課程にもつて行く計画であるとのこと。特に、ここで御報告しておきたい点は、北海道における女子教員が男子教員に比し、その数の少いことです。

が、これは、へき地教育について御報告いたしました教員養成所と同様に女子の受験希望者が少いので、毎年受験者数一、八〇〇名の内三〇〇名ぐらゐの割でありまして、その原因として、当初より女子進学の傾向が低く、その上男子学生と同一条件で行っている入学試験に合格しないためであります。

北海道教育委員会も女子教員の需要状況からして折々大学と話しあつておりますが、未だ特別な解決法を見ていない次第であります。

卒業生の就職状況は、従来は一〇〇%

でありましたが、最近二年課程、特に中学については、大部困難になつて来まして、昭和三十一年度卒業生の就職状況は、六月一日で四年課程小学校九七・六%、中学校九六・六%、二年課程小学校九二・三%、中学校八九・三%となつておりますが、その後には就職は完了致しましたとのことでありました。

本大学は分校が多く、しかもこれが遠いところであり、会議が札幌で開かれるので、これに相当の旅費を要し、学会等が東京であつても出席できない状況であり、旅費の増額、教育研究費の増額等の希望がありました。

次に帯広畜産大学について、

本大学は旧帯広農業専門学校を前身として昭和二十四年に発足いたしました新制大学でありまして畜産学部、獣医学科四〇、酪農学科四〇、総合農学科三〇、計一〇〇名の学生入学定員で在学学生数は四一九名で、職員数は学長、教授以下五四名、事務其の他の職員が八七名計一四一名となっております。

本大学におきましても他の大学と同様な希望、意見が述べられましたが特に建物が高木造のため教室内の暖房がきかず中央部で十八度が周囲部で四度以下になり寒くて困る。又実験室のガラス器具が寒さのため破損する。体育館の未設置等冬期において零下二十度以下に降る当地方では鉄筋、鉄骨の建物にして暖房設備を完全にして欲しいとものも少な希望がありました。

次に勤務評定につきまして申し上げます。

北海道教育委員会では全国教育長協議会が現在研究中の結論を見た結果に

依りこれを採用するかどうかについては、只今のところ何等研究していないとのことでした。大学においては三大学共大独自のものを実施しているとのことでした。

北海道大学にて学長代理は教授についての勤務評定は賛成ではないが特別昇給について必要ならやらなければならぬ、又北海道学芸大学では文部省の指示通り行つて行けるが評定者が困難を感じないで行うことができるようにして欲しい、特に附属学校の教官の選別については特別優秀な教官を集めているので理論的には可能であるが実施については困難であつたとの意見がありました。

以上で三項目の報告は終わりますが、次に千歳町の基地周辺の教育と飛行機の騒音について申し上げます。本町における学校数及び児童、生徒数は小学校十七（一五学級）五、四二六名、中学校九（三九学級）一、七八八名となつております。学校の制に学級、児童、生徒数の少ないのは小規模学校が多いためであります。昭和二十六年に米軍の増駐に伴つて急激に膨張した人口、駐留軍相手のいかにわしい婦女子の町と世論を浴びたこの町もその後駐留軍の撤退に依り水商売の人達は大幅減つたが、そのまま居つた人達は人達と最近自衛隊の増駐に依り人口は依然として増え居り人口数で昭和二十三年に一五、〇〇〇人が二十七年に二五、〇〇〇人本年は四八、〇〇〇人と増加の状況で昨年と本年小学校を二校新築したが不常授業が依然として解消されずにいるという現況であります。

教育委員会としてはこの不常授業の解消と米軍撤退後の駐留軍勤務者の失業に依る貧困家庭と地着いた水商売の子弟特に騒がれた当時小学生であつた者に非行児が多く不良化防止の対策に苦慮しております。

方法として町では、職業指導を含めた成人教育と、学校では、教護協会を作り各校で毎日二名が当番制で巡回指導を行つて行けることとでありました。飛行機の騒音につきましては、鉄筋コンクリート校でも最近のジェット機の爆音は強く一キロ、二キロの距離差では大した相違が無いとのことであるが中学校一校、小学校一〇校に対する防音工事を特に管理部門（職員室）を含めて実施して欲しい旨の陳情がありました。

次に北海道道立標茶高等学校を視察いたしました際に各種団体より同校に酪農短大を設置されたいとの陳情がありました。これは、四十万町歩に及ぶ広大な未開荒地を包蔵する根釧地域の開発は進みつつあるがこの地域の特殊事情は開拓と農業の確立の上に適切な指導者を得る事が重要なことで根釧地方独特の寒冷濃霧地帯の技術と体験を修得せしめ之が推進の中心指導者とする者を教育するため現在膨大な用地と施設を所有する標茶高等学校に農業技術研究機関と現地指導員養成機関として二年程度の研究課程の酪農短大を設置されたいとの趣旨のもので私共は現地の実情と学校の現況を見て同感の意を深くしてまいりました。

なおまた、北海道の義務教育施設の整備に關して昭和三十三年度における学校建築計画は約八万坪に達しているが市町村の窮迫した財政をもつては、

満足な整備は到底できないので画期的な国庫負担制度の確立を望む旨の陳情がありました。

以上をもちまして、報告を終ります。

第二班

第二班の御報告を申し上げます。

第二班は、近藤、松永、林田の三委員並びに調査室から滝、菊池の両君が参加致しまして十一月二十五日から十二月一日までの一週間、福井、滋賀、岡山の三県を視てまいりました。

調査対象は、へき地教育の現況、大学の運営状況、勤務評定、その他でございますが、便宜上、項目別に御報告申し上げます。

第一にへき地教育の現況であります。

へき地学校は福井県では分校二、滋賀県では分校一、岡山市では分校三、計六校を視察してまいりました。

まず福井県の方から申し上げます。と、私共のまいりました勝山市の中野保分校及び杉山分校は、石川県との県境に近い山間部にあり、その中の一つ、中野保分校は無電灯部落でありました。冬になりますと積雪によつて交通は途絶し、食糧確保の困難は想像以上のものがあるようです。あたかも倉庫を作りかえたようなこの校舎は、昼さえ暗く名ばかりの校舎で冬季の学校生活は大変なものと思われました。

それでもこの部落にも近く文部省からの補助金を得て自家発電設備が許可となり、明るい学校、明るい部落も近いことだと思ひます。

このように他の都市、農村の諸学校に比して甚だしく見劣りする施設、

設備を見まして感じましたことは、へき地学校ぐらゐりその地域社会の文化に密接に關係し、部落の文化生活そのものを体現している学校はないのでありまして、かような意味からもこれらのへき地における施設、設備は優先して考慮すべきものと思ひました。

本県には積雪地帯が多く十二月から三月にかけて多量の降雪がありまして毎年冬季分校が六十三カ所に特設されていますが、本県は、へき地教員に對し十二月の給料日に一月、二月、三月、の給料前払いをやつてゐると聞きました。これは特に冬季の交通途絶による食糧確保の困難性をかなり緩和するための適切な措置と思ひました。

本県はへき地教育振興のために、福井県へき地複式教員研究会と福井県へき地複式教育振興会があり、前者は現場の教職員の教育内容向上のための研究組織であり、後者はへき地教育振興のための外面的な推進機関であります。

へき地教員の人事面におきましては配置転換基準が二年となつており、色々な悪条件にもかかわらず大学出の熱心な教員が進んで希望し、今や、無資格者教員は皆無に近い状況でした。

従来から、へき地にはその重要性が痛感されながらも人材を得られなかつた欠陥が逐次改善されて行く様子は喜ばしい現象でした。

然しながら一面これに対応した物的諸条件の改善は、遅々として進まず次の様な要望がありました。

- 1 へき地学校の教員住宅を国庫によつて至急に建設して欲しい。
- 2 へき地勤務職員の特別研修費を国庫で支給して欲しい。

3 小規模学校教員を増加して欲しい。
特に学科担任制の中学校教員を増員して欲しい。
養護教員をへき地学校において欲しい。

4 分校をもつ学校には教員の特別増員を法律で定めて欲しい。
へき地手当が定率制になつたがそれを実施すれば枠が狭くなり今までの支給地が落ちるので、従来通り広く浅い方式をとつて欲しい。
教育的へき地の指定基準を明確にし、手当の増額を図つて欲しい。
以上が福井県のへき地教育の現況でございます。

次に滋賀県について申し上げます。私共の見てまいりました志賀小学校の山分校は、むして京都に近く、風俗、言語共に京都化されていることになりました。学校の備品も他のへき地学校に比して揃つており、理科教育振興法によつて購入した理科実験用具をみせて貰いました。

本校は、PTAが非常に熱心で校具のいくつかも寄付によるものなどということでした。

本県の今年度のへき地教育施策は無医村地区の学校に十一名の養護教諭を配置したこと、分校二校以上を持つ学校には教員一名の特別配置(小、中共に)を図つたこと並びに教員の質的方面において中堅教員のへき地校配置に努力している点であります。

尚本県の特徴としてへき地手当(これは一級地が二百円、二級地が四百円であります)の上に更に調整額を附与していることでもあります。

但し、これは全てのへき地教員に對してではなく県で特に指定した教員(これはへき地教員全員の約六分の二)に對して支給されているのであります。その調整額は、一級地に勤務する者は給料月額額の百分の四、二級地に勤務する者は給料月額額の百分の八でございます。尚本年度一校が自家発電設備を行い、数校が未だ残つてゐる状況であります。

次に岡山県では、へき地指定校の数が他県に比較して少なく、本県のへき地学校は三級以下に属し、三級も島しょ部に限られております。

これは本県の面積が比較的小さく積雪も少ない上に県内至るところに交通が発達しているため、島の一部の学校が三級地になつてゐるためであります。

へき地手当は一級地が三百円、二級地が六百円、三級地が九百円の定額で他の二県に比較していくらか低額であります。

本県ではへき地指定の教員に對しましては旅費が一般旅費三千円の上に二千元が加えられております。少額とはいえ、へき地教育に對する県当局の心遣いが察せられました。

次に本県へき地学校の実施観察の結果について申し上げます。私共は児島半島の先端に位している瀬戸内海上の釜島、松島、六口島の各分校を寒風にさらされながらめぐりました。いずれも小さな島の小さな学校で教育そのものの困難性と、そこに勤務している先生方の勞苦とを偲ぶことができました。そのうち特に六口島の学校は小、中合わせて八名の児童生徒がおり、先生は一人でありました。ここの校舎は最

近文部省の教員住宅補助費を得て新築されたばかりの明るい校舎でありましたが、島全部が国有林のために貧しい生活をしてゐる全村七戸の熱心なPTAの援助も相当あつたとのことでした。

この先生には生活の疲れが見え、顔色もあまりよくありませんので、こちらへ赴任して何年になるかと聞きますと、八年とのことでした。妻子とも別れて生活してゐるのだそうです。こういふへき地に八年もやられては、先生も精神的に参りますが、それが更に子供に及ぼす教育上の影響は重要であり、この点へき地学校の人事につきましては本県も配置転換基準を設定する必要があると思ひます。

以上、各県別に申し述べましたが、へき地教育振興法が施行せられて三、四年有余を経ましたが、その教育上の効果は、県当局、並びに文部当局、それから特に地元のPTAと教員の一致した協力により一歩一歩成果を上げております。これは日本の教育の機会均等及び地域社会の水準向上の立場から喜ばしいことと思われまふ。これらのへき地に對する関心に應え、最近四年制大学を卒業しました新進の教員が情熱を持って、へき地を希望し、進んで赴任しておりますことも賞讃さるべきであり、物的設備のないへき地では他の地域に比較して財政上の一寸した援助が非常に大きな効果を上げると思ふのであります。この点本委員会でも十分御検討をわすれたいところであります。

へき地教育に順次人材を得て参りました今日、彼等の情熱を冷めさせてはならないのであります。それには財政上の措置を、即ち物的条件の整備について私共が十分努力し、彼等の要望に應えなければならぬと痛感するのであります。

次に大学の運営状況について御報告申し上げます。

ここで先ず第一に問題にしなければならぬのは国立大学の財政問題であります。

私共は福井大学、滋賀大学、岡山大学と見て回りましたが、どの大学におきましても教官研究費が実際に研究費そのものとして使用される額は四十%内外であることとあります。その例を福井大学の学芸学部にとつてみますと、教官研究費四百二十六万七千四百円のうち、大学の管理運営費に二百三十三万七千四百円つまり半額がとられ残り半部分が学部配当額となります。

学生経費にしましても、二百五十九万五千円のうち百八十八万五千九百円即ち七十%が大学本部の管理運営費にとられ、残りの七十万九千二百円が学部配当となつております。この様に教官研究費と学生経費はそれぞれ大学の管理運営費に五十%以上をとられ、更にそれぞれの学部へおきますと、その学部の管理費として又いくらかが差引かれて後、教官に配当されるわけで、実際に渡る額は当初予算の三十二%でありました。

このやうな大学財政のあり方は誠に困つたもので、事務局側も教官側も互いに氣まずい思いをしなければならぬので是非とも分離してもらいたいという意見が強く出ておりました。このことは本委員会においても従来から指摘された問題であります。滋賀大学の太田学長からは今日の大学予算は

誠に非科学的であつて是非とも是正してほしいと大要次のような要望がありました。

大学の予算を臨時的なものと、經常的なものとはつきりと分離し、經常的予算においては管理費と教育研究費とを区別し、それによつて基準予算をたて、それを設け、それによつて基準予算をたてること。そうすれば施設、設備の老朽度合、その他の条件によつて研究費が不当に喰われる心配もなく、物価指数等にも正しく比例した予算がとれ、教育研究の水準の維持発展が期待できるのではないかとのことでありました。

第二の問題として、大学院大学と大学院をおかないいわゆる地方大学との差別の問題であります。これはどの大学からも要望されたことでありますが、研究費については大学院大学のそれは地方大学の約二・四倍になつております。来年度の予算では三倍になりそうであるといふこの事態は余りにも開きが激しすぎることで、又教官定員にしても一方は講座制を布き、教授、助教授、助手が一講座につき非実験は一、一、一、実験は一、一、二、臨床は一、一、三と確立されておりますが他方、地方大学は学科目制であり、その教官定員は旧高等専門学校時代の僅かに二割増にとどめられ、現在著しい不足を来たしてあります。この点に関連して各大学の学長より一般教養担当教官が五割方不足しており語学等の基礎学力の充実に於いて誠に困つてゐる。理工科の充実に結核がそれに見合つて一般教養を担当する教官の定員増を是非考慮してほしい旨の要望がありました。以上の点を要約する

ならば予算の重点配分といふこともわからぬではないが、現在のやり方は余りに大学院大学中心主義で地方大学は伸びようにも伸びられなくなつてゐる。地方大学の特色を育てて生かすといふ意味でももう少しそれぞれの大学の長所をのばす予算配分をしてほしいとのことであります。この点や具體的な事例を申し上げるならば滋賀大学の経済学部における日本経済文化研究所には朝鮮、満州関係の非常に貴重な資料が数多く蒐集されておりますし、史料館には近江商人の歴史伝説を伝える立派な古資料が揃えられ、又商工経営資料館には近代以後の諸資料が展覧されておりますが、これらの施設はすべて法令によるものでないために管理費、人件費等一円の予算もついていない。専らこの大学の人の精一杯の努力により、やりくりしながら守り育てられております。

又福井大学工学部をみましても歴史ある学校でありながら昭和二十年の戦災、同二十三年の大震災とこれに続く水禍によつて壊滅的打撃をうけたため施設、設備は甚だしく劣弱で、実験実習には余り役に立たないのみでなく修理費のみがかさむような旧式機械設備が多くみられられました。

第三の問題として、学生の就職状況についてであります。理科系は今日の時流に乗つてこの大学でも百二十割以上といふことであります。文科系はそれ程でなく特に法学部或いは教育学部の卒業生の就職見通しは全くお先真暗で同じ大学でも明暗余りに異なり大学としても悩みの種であるといつておりました。

御承知のように来年は中学校生徒が激減し小学校児童が増えるという年でありますが、問題は義務教育費国庫負担金制度に関連しての学級編成基準、定員基準の決め方如何にかかるわけでそれが割よく決められることを各大学とも願つてゐるわけでありました。それによつても各県の教員の需給計画に見合つて適切に教員養成学部の学生定員を決めないと今日のような困つた事態になるのであつて、文部省の善処を期待するものであります。

以上、大学における主な問題を御報告致しました。尚大学からの要望として、

- 1 民間会社に較べて教員の待遇が悪い。ため優秀な卒業生が残らない。これは遺憾である。従つて教官の給与、研究費の増額、教官住宅の増設を希望する。
 - 2 理工科系充実と共に一般教養の充実を考へて欲しい。
 - 3 大学の附属病院、農学部等取入のあるところは特別会計にして欲しい。
 - 4 岡山大学に工学部を設置して欲しい。
 - 5 短期大学を速かに恒久制度化して欲しい。
- 以上であります。
- 次に教職員の勤務評定問題について御報告申し上げます。
- 私共は各県の県教育委員会委員長並びに各大学の学長から勤務評定実施の現状並びに今後の方針について御聞きしたわけでありましたが、県の方はいずれも「現在未実施だが法律にも定められてゐるので行方方針である。然し実施の際は本県の実状に適合した方法

で行いたいので慎重に検討してゐるところである」とのことでした。

又大学においては、いづれも「事務局、附属学校は実施してゐるが大学の教官には未だ実施してゐない。大学教官についてはなかなか難しく慎重に考慮してゐるところである。」とのことでした。

又、各大学の教職員組合の代表者並びに各県の教職員組合からも文教問題についてそれぞれ陳情、要望がありました。が、教職員の勤務評定実施には反対であること、へき地教員に対する手当、研修旅費の増額、適正な学級編成基準、定員基準の確立、高等学校の単位費用の改訂増額並びに定時制高校の教職員給与費の四割国庫負担の実現、大学財政の確立、施設、設備の早期充実等がその主な内容でございます。尚滋賀県においては昭和二十九年に人事委員会から県当局に対し勤務評定を県職員に対して実施せよといふ勧告が出されておりましたが、その際、教育公務員を除くことができた旨、附け加えられていたとの組合側からの報告がありました。

以上で調査の結果の概要を御報告申し上げたわけでありましたが、最後に、私共は滋賀県におきましては高等学校、中学校の老朽校舎もみてまいりましたが、特に明年度予算における公立文教科施設費の飛躍的増額と国庫負担をすべし二分の一にしてほしいといふ強い要望を各県から受けたことを申し添えて終りたいと思ひます。

第三班
第三班の調査報告を致します。
第三班は去る十一月二十四日から十二月一日まで、八日間の日程をもちま

して矢嶋委員、常岡委員、松岡委員の三名、それから調査室から吉田調査員、法制局から安達参事が加わりまして、佐賀、熊本、福岡の三県下において、委員会決定の調査事項についての現地調査を致しました。

先ず、大学の運営の実態について申し上げます。佐賀大学は、文理学部、教育学部及び農学部の三学部から成る新制大学でありまして、戦後の学制改革によつて生まれた大学の中でも典型的な小規模大学の一つであります。従いまして、学校組織の未完成、教職員の定員の不足、施設設備の未整備、財政の貧弱等、各方面に亘つて弱点を露しておりますことは、他のこの種の新制大学と同様であります。これらについてその重要な問題を挙げますと、大要次の通りであります。

- 一、教員組織において最も不足しているのは助手であり、事務職員も行政整理の度毎に定員を削られてゐるから、教官が講義に専念でき得るよう、また事務職員教職員員の定員増加を図ること。
- 二、人件費が予算の六、七割を占め、物件費が三、四割にしか当たらないために、例えば、研究費総額九百九十九万の中から約二百万円を管理費に流用せざるを得ない結果となつてゐること。
- 三、科学研究費については、従来の実績に基いて予算が割当てられることになつてゐるが、新制大学において従来の実績を求めることは無理である。一方若い学徒にとつては科学研究費こそ大きな刺激となり奨励となつてゐることに鑑み、

少くともその額を現在の三倍乃至四倍まで高める必要があること。
四、教員の待遇改善方策として、講座手当、研究手当、専任講師の研究費の新たな予算計上、研究旅費、図書購入費の増額を希望するとともに、施設設備の費用は成るべくまとまった額を計上してもらいたいこと。

また、各理学部存立の意義については、他県のそれよりは内容的に整理されてはいるが、矢張中途半端の感を免れないとの述懐を残しておりました。農学部は定員五〇名の一学科編成ではあるが、卒業生の就職率はこの学部が最も高いという報告がありました。次に熊本大学について申し上げます。

熊本大学は御承知の通り、医学部・薬学部・工学部・理学部・教育学部・法学部の六学部を持つ、所謂中規模の大学でございますが、ここでは、我が国立大学の育成充実という総合的見地からして、せめてこの程度の大学までを先ず急速に整備充実させるような方策が樹てられて然るべきではなからうかとの、大局的要望がありました。校長並びに各学部長からの報告と要望との主な点を纏めて申し上げますと、大体次の諸事項でありました。

一、教育研究費については、所謂旧帝国大学であつた大学との比率の開きが逐年大きくなつて行く傾向が見られるが、例えば、本学卒業生の就職の如きは、殆ど一流商社の需要に依つて現状であつて、旧帝国大学の後身大学との間に何らの格差を認めないのである

から、教育研究費その他についても、宜しく、新制大学発足以来六十年の成果の実績を備へて調査し、その結論に照してこれらの配分を為すべきであること。

二、工学部等で使用している機械の類は明治三十五、六十年時代の旧式のものが多いが、大部分を占めている状態であつて、民間工場商社等の最新式のそれに比して余りに懸隔が大きいために、学生の指導に極めて不都合であるが、これらの機械類の更新のための予算措置が十分になされていらないことは誠に遺憾であり、また、その更新のため外貨割当の枠についても、年度切れの危険な時期まで入手できないことがあるから、この点についても併せて考慮されたいこと。

三、これらの機械類の更新が実現するまでの間、せめてその改装費を相当額支給されるならば、改装して使用することによつて、当面の指導に間に合わせたいという切実な希望を持つてゐるから、この点考慮を払われたいこと。

四、理工科系の学生定員の増加に伴い、教育並びに必要な施設設備の完備を期してほしいこと。

五、医学部に設置されている体質医学研究所における研究として、気質学講座の新設を要求してゐるが、これは、人間の個々人の精神活動の状況を研究するものであつて、医学上新しい分野を開拓する本学独特のものであるから、是非その実現を期したいこと。

私どもは、工学部、教育学部等の校舎設備を視察し、それから熊本城址の一部にある医学部の附属病院の分野、附属看護学校の寄宿舎等を实地調査致しましたが、これらは総て戦災の結果急造されたバラックでありまして、既に腐朽損壊しつつあり、即急に更新改築の必要に迫られておりますことは申すまでもありません。熊本大学当局におきまして、昭和三十三年度における、文教施設整備重点要求事項として

○医学部及び体質医学研究所の新営
○看護学校及び助産婦学校寄宿舎の新営
○医学部附属病院病棟及び中央診療所の新営

○理学部本館物理教室の新営
に關して、約三億万円の予算を要求してゐるということでありました。

次に九州大学について申し上げます。本大学の規模内容等については更めて申述べるまでもありませんから、省略致しまして、主としてその要重点と特色について申し上げますと、概略次の諸点であります。

一、ここでも人件費と物件費との比率についての不合理が挙げられました。戦前は人件費の三に對して物件費は七であつたが、現在は正にその逆となつてゐる。従つて、教育研究費学生経費等の中から光熱費等の斤費を賄ふこととなり、結局において教室へ廻る額は予算の約五割となつてゐる。これらの費用を別の項目として計上するように度々希望しているが、大

蔵省が取り上げてくれないらしい。要するに、斤費の額が非常に少な過ぎるという結論になるが、物件費を現在の二倍程度まで増額してもらうならば、大体よいと思われる。

二、学生の定員増が行われる場合は、それに伴う人と施設が増えなければ、とてもやれない。昨年は理工系五〇人の学生増に對し、従来のままの教育と施設で何とか間に合はしたが、今度は更に一〇〇名増となるから、若しこのままでは、教養部の教室まで使用しなければならなくなることを心配してゐる。

三、大学院における教室の増設と、不完全講座における助教助手の充実は、目下の急務であるが、中々実現しない。現在の状況では学部の充実に止まつてゐるのであつて、決して大学院の充実と言ふことはできない。

四、設備更新費については取敢えず十二億円を必要とするが、度々の要求にも拘らず、未だ予算化されない。

五、最も遅れているのは講座の増設ということであり、来年度についても、電子工学、生産機械の二講座を要求中であるが、毎年二講座ずつ解決したとしても、必要数を充たすには程遠い状況にある。

六、工学部関係については、学科は八つとなつたけれども、建物はまだできていないので極めて不便を感じてゐる。

七、教授から見た学生の学力については、人文科学系としては語学力の不足が訴えられるし、自然科学系からは数学の学力不足が顯著であると云われている。

科学技術の振興のためには、量の問題も大切であるが、学生の質的向上ということはないがしろにしてはならない。

大体以上でありましたが、本大学においては、特に工学部において建築された防音教室を參觀致しました。この防音教室は、鉄筋建築でありまして、廊下の反対側はすべて二重窓となつており、窓の四方の外側はパッキングによつて密閉されるようになっており、壁、天井等にも音響を遮る装置が施されてありまして、ここから約五十米の距離を走る電車の響は殆ど聞きとれない位であります。

併し、この施設装置をもつてしても、ジェット機の騒音を完全に防ぐことはなお不可能であり、且つ教室内の換気のために取付けられてゐるモーターの響が可成学生の神経を刺激するといふことでありまして、冬季の暖房は可能であるが、夏季の冷房については未だ的確な方法がないといふことでありまして、要するに音響防止に關しては未だ完全な研究にまでは到達してゐないという報告であります。この程度の騒音防止の措置としては、この程度をもつて先ず教育上したる支障を来たさないものと認められました。

次に勤務評定について報告致します。これにつきましては、便宜上、大学及びその附属校と各県教育委員会関係

との二つに分けて報告することと致します。

先ず大学関係であります。佐賀大学におきましては、大学学部の教育については、特別昇給のためのみの勤務評定を教授会に図つて実施している。

附属中小学校の教育については、元来これらの学校の教官は優秀な者を選んで採用しているために、一般に甲乙がないことと、人事の交流が殆どないという二つの理由から、所謂評定と言われるところの普通概念を以て考えることには無理があるが、特別昇格のためにのみこれを実施している。評定要素を余り細く分けるよりも、今少しく総合的である方が望ましい。

要するに、勤務評定そのものは必要であるが、これが実施方法に関してはなお考究の余地があるという結論でありました。

熊本大学におきましては、大学学部の教官については、大学の管理機関が、特別昇給のためにのみ、その都度評定を行つてゐる。附属学校の教官については、従前からずつと行つて来たが、点数、序列、割合等はつけず、只大びらになかつたから外部には知られていない。新しい方式による実施については相当の悩もあり、その実施方法については考究中である、ということでありました。

九州大学におきましては、事務職員については、各部署により評定者を異にしているけれども、文部省から示された通りに実施し、これを特別昇給に利用している。

教官については、特別昇給のみのために、講義力、研究力、活動力その他の要素による評定に基いて実施して

り、これらの適用は各部署の教授会の自治に任じているということでありました。

また、福岡学芸大学の附属学校においては、九州附属学校連合会の席上討議することになつてゐるが、根本的には実施すべきであると考えてゐる。

只、附属学校の教官は最も優秀な人材を引抜いて来ているのであるから、必ずしも文部省の示した通達（文部本省職員勤務評定実施規程）の通りに行ふことには、考慮の余地があり、相対評価よりも寧ろ絶対評価となるであろう、という意見でありました。

次に各県教育委員会管下の諸学校について申し上げます。

佐賀県におきましては、従来は、民主的、合理的、客観性ある評定を行つて来たのであるが、法に定めるところの勤務評定については、計画実施の義務があるのだから、目下その運営面において研究の段階にあるということでありました。

熊本県におきましては、勤務評定は能率増進のねらいで実施する心算であるが、富裕県と赤字県とを一律の方法で実施するようになれば、教育行政担当者が苦勞する結果となるから、この点に留意したい。また、学校規模の大小によつても一律実施の困難性があると考えられる、等の意見が述べられました。

福岡県におきましては、九州各県教育委員会と教育長会議において、一応実施することを申合せて、具体案はまだ出来ていないが、部会において勤務評定制を研究して、近く成案を得る予定である。

県下の地教委に対しても通達したものが、実施した所はないようである、という報告がありました。

此の福岡県で高等学校に対して実施しておりますものについて、稍々詳しく申し上げますと、勤務成績評定票というカードを用い、一般的態度として、容儀、責任感、寛容、識見、計画性、実行力、統率力、健康等の要素を掲げ、学校の内外における教員としての態度、それから、校長同僚児童生徒及び地域社会からの信頼等について、それぞれ評価が行われるようになっております。評定者と調整者により別々に評定と調整がなされるほか、出勤状況や本人の持つ環境の特殊事情等も書込まれるようになった、相当に整つた内容を持つものであります。

以上をもつて勤務評定に関する報告を終ります。

次に、へき地教育について申し上げます。

今回の調査に際しましては、日程等の関係上、現地調査と致しましては、

熊本県八代郡の五家荘地区の一部に止まりましたため、先ずこれについての報告を致しました上、各県における一般状況を述べることと致します。

五家荘は熊本県八代郡の東部に位置し、日本三大急流の一つと云われております球磨川の最上流をなす数条の峡谷と、これを圍繞して天に聳える峻峰の間に散在している聚落を指すのであります。面積約一六四平方キロの地に、栗木、檜木、仁田尾、権原、久連子の五つの部落があり、町村統合の結果、只今はこれら五部落と栗木、神迫、下岳の三部落を一括して泉村と改めております。

戸数二四三戸、人口一、四一〇人、一平方キロに僅かに八・六人という稀薄さであります。

これら五つの部落は、多くは山の中腹に点在しており、昨年から漸く電燈を引いた二部落の外は今なおランプの生活であり、大部分がラジオ新聞雑誌等の文化からも隔遠された状態にあり、そのため、児童生徒の中には汽車を知らぬ者が八二%、海を見ない者が九六%を占めるという現状であります。

この地区には、小学校八校、分校二校、中学校二校、分校七校があります。交通の不便により小規模校の多いことは、へき地の共通性でありまして、施設設備の十分、職員組織の貧弱、加ふるに児童生徒の通学距離も片路半里乃至二里の峻嶒な山路であり、しかも子供たちの労働力を家族の総労働力の一部として要求される状態にあります。ため、欠席率が高い上に、一家一燈のランプ生活であるため家庭学習の場が与えられないということでありました。

私どもは、泉村村長清水氏と同村教育長東坂氏の案内により、熊本県教育委員会の人々と共に自動車を行ねて、人吉市から約六十キロ、峡谷の溪流に沿つた断崖の極めて狭い山道を、片路三時間を費して久連子部落へ参り、泉第五小学校と泉第二中学校久連子分校との併設校を參觀致しました。

この学校は、中学生六名、小学生三名計三八名を校長を含めた四人の教師で担当している複式学級組織であります。

此処ではPTAの人々が数十人を交えて懇談会を催したのでありますが、その際に要望されました問題の主要点は、

- 一、児童生徒についての問題として
 - 1 全教科書の無償給与
 - 2 給食用施設費及びミルク代の全額補助
 - 3 医薬品の無償提供
 - 4 高校進学生への優先的奨学金提供
- 二、教師についての問題として
- 1 人事交流について、新任校長教師は先ずへき地任用から始め、二年限度で平地との交流を実施すること。
 - 2 優秀な教員を増員し、小学校の三箇学年担当をせめて二箇学年を二人の教師で担当しているのを三人とし、文、理、体育三系統の教師を配置してもらいたい。
 - 3 へき地勤務教員の手当を増額し、且つへき地在任中に限り平地より本俸を二号俸上位に引上げてもらいたい。

4 普通旅費の増額を図るほか、研修旅費を新たに設けて支給してもらいたい

5 養護教諭を各校に是非一名配置してもらいたい

三、校舎並びに施設設備の充実についての問題として

1 老朽校舎の改築

2 全教員の住宅建築

3 無煙火校への電燈導入

4 中学校統合の実施

四、その他として

1 へき地小学校に中学校の分校を併設している場合には、小学校長に中学校長を兼任させること

2 へき地校を数多く持つている村への各種補助金の大幅増額

3 元米教員の手薄なところを、出張でもすれば忽ち数日を要するので、その間児童生徒に自習をさせなければならなくなるから、事務職員一名を配置してもらいたい

泉村の村長清水氏は、率先垂範村作りに専念している篤志家であり、村民の信望も極めて厚く、特に子弟の教育に対しては異常な熱意を傾けていることが看取されました。私も自動車で往復した村道も、この村長が村民を説得して三千数百万円の経費をもつて最近開かれたものであります。この村道の途中に架設されている鉄筋コンクリートの眼鏡型の橋梁は、その経費四百二十五万円の全額を自ら投じたものであると聞きましたが、この山間のへき地に交通路を設けることにより、文化の導入と教育の振興を図

らんとする村長の熱意に、私も心から敬服した次第であります。

なお、熊本県におけるへき地手当は一級地三六〇円から四級地一、四四〇円までを三六〇円刻みとして支給しているということでありました。

次に佐賀県における状況を述べますと、当該県においては、県独自の指定基準を設け、その要素として、当該学校の所在地から町村役場までの距離、郵便局、医療機関、駅、停留所、船着場までの距離等を挙げ、これに基く評価点数によつて、一級地から三級地までを指定し、一級地三〇〇円、二級地四〇〇円、三級地六〇〇円、へき地手当を支給することとし、現在中学校九校小学校三校計四校の教職員二四〇名に対して実施しているということでありました。

福岡県におきましては、公立学校職員の特殊勤務手当

特殊勤務手当

一級地	二級地
佐賀県 三〇〇円	四五〇円
熊本県 三六〇円	七二〇円
福岡県 六〇〇円	九〇〇円

次に、福岡市板付飛行場のジェット機による爆音が、周辺地区の学校に及ぼす教育上の障害についての報告を申し上げます。

私も、福岡市教育長の案内により、宮松小学校、席田小学校、東光小学校及び福岡商業高等学校の四校を実地に調査致しました。

宮松小学校は飛行コースの直下に位置しており、木造建築の校舎を二重窓の防音設備を施したばかりであり、すたために、ジェット機がその上空を通過する度に、教師と児童の声音はす

員の特務勤務手当に関する県条例により、一級地から五級地までを指定し、一級地小学校四校、中学校一校、二級地小学校二校、中学校五校、五級地小学校中学校各一校計九校に対して実施しておりその手当の額は、一級地六〇〇円から五級地一、八〇〇円までの五段階を三〇〇円刻みと致しております。

而して、その指定基準は、「へき地所在公立学校在勤職員の特殊勤務手当支給規程」において、学校最寄の鉄道駅、定期乗合自動車の停留所までの距離、離島については船舶の定期航行の有無又はその回数等による総合評価点数をもつて級別することとなつております。

これら三県における特殊勤務手当の一覧表をこの報告書に書き添えておくことに致します。

三級地	四級地	五級地
六〇〇円	一、四四〇円	一、八〇〇円
一、〇八〇円	一、五〇〇円	一、八〇〇円

べてその爆音に消されて、授業中断の已むなき状態であります。その実況はここにテープレコードを持つてまいりましたから、適当な機会にお聴き頂きたいと存じます。

席田小学校は、元来その校舎の位置に飛行航路に近接して危険を感じましたために、現在の位置に移築されたものであり、飛行場南東の山腹に広い運動場を持つた、極めて明るい感じのよい建物であります。これはジェット機出現以前においては殆ど爆音を感じなかつたのであります

が、最近ではジェット機による被害校の一つに数えられているのであります。

東光小学校と商業高等学校とは、飛行場の外柵から五、六百米、滑走路から約一軒以内の至近距離に位置しております関係上、ジェット機上昇の際もさることながら、地上における整備の際に発する音響が絶えず授業を妨害している状況であります。

福岡市教育委員会の調査に基く、板付基地周辺の学校十八校の概況を申し上げますと、現在木造校舎に実施している防音工事の効果は、一五乃至二〇フォーンを低下させるに止まり、防音教室内でのジェット爆音は最高一〇五フォーン乃至九二フォーン、平均八七フォーン乃至七二フォーンという有様でありますから、正常な授業を行うことは到底不可能であり、どうしても抜本的対策を講ずる必要があること。被害の状況であります。

而してその結論として、木造校舎の防音工事では既に物理的限界に達しており、飛行機の大規模に伴い、今後この傾向は益々増大される。従つて、A級被害校においては、鉄筋コンクリート建築に改築すること及び学級定員を減少すること、B級被害校においては、木造校舎の学級定員を四〇人以下とすること、視聴覚教育施設を完備することの三点が強調されております。

板付基地周辺学校一覧表

学校名	構造	坪数	防音工事の有無	防音室内爆音の最高最低	備考
宮松小学校	木造	一、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七
東光小学校	木造	三、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七
福岡商業高校	鉄筋コンクリート	二、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七
月限小学校	木造	六〇〇	昭和三年度 A 級	九二	七二
席田小学校	木造	五八〇	昭和三年度 A 級	九二	七二
東光小学校	木造	三、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七
吉塚小学校	木造	一、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七
箱崎中学校	木造	一、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七
那珂第一小学校	木造	二、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七
東光中学校	木造	二、三三〇	昭和三年度 A 級	一〇五	八七

箱崎小学校	木造	一七五	末	施工	九	〇
千代小学校	木造	二二五	末	施工	九	〇
堅粕小学校	木造	一四〇	昭和三年	B級	九	〇
那珂第二小学校	木造	一五五	末	施工	九	〇
馬出小学校	鉄筋コンクリート	一七五	昭和三年	試験	九	〇
福岡中学校	木造	一三〇	昭和三年	B級	九	〇
千代中学校	鉄筋	一三九	末	施工	九	〇
那珂南小学校	木造	一五五	末	施工	九	〇

私どもは東光小学校におきまして、これら被害校十八校の校長並びにP・T・A会長から、交々苦衷を開陳され、切実な要望を聴取致しました。中には激越な口調を以て政府の措置の緩慢を責める意味の言葉もあつたのであります。が、今日只今の段階に至るまでには、例えば席田小学校の如く単に移築によつて爆音と危険を避けるに足るといふ判断の下に、何らの防音工事をも施行しなかつたものもあり、その他の大部分の学校については、木造校舎に防音工事を施すことによつて爆音を防止できると考え、事実最近までは相当な効果を擧げてまいつたのであります。一方飛行機の発達進歩は、プロペラ機からジェット機へ切替えられ、しかも昨秋以来F一〇〇型の出現により爆音被害度が著しく高まつたために、最早従来の防音施設をもつてしては到底これを防ぎ得ない状態に立ち到つたのであります。これを歴史的に眺めますならば、板付飛行場そのものの移転問題が真剣に考えられた時期さへもあつたのであります。その話もいつしか立消えとなり、兎も角も飛行場を現在の場

所においたままで、教育施設を如何にするかという考え方に立たざるを得ないのが現下の状態なのであります。従来は、その措置と雖も各々の時期においては、それぞれ相応の意義と効果があつたことは確実でありますけれども、今後は恐らくF一〇〇等の新型機が発着することなども予想されますから、此の際速かに抜本的防音措置を講ずる必要があることを痛感する次第であります。

なお、さきに申しました福岡商業高等学校からは、同校長、同校父母教師会会長及び社団法人福岡会理事長の連名をもつて、同高等学校が最も爆音被害の著しい学校の一つであり、教育効果を減殺されることおびただしいものがあるという理由により、根本的対策として校地移転を実施してもらいたいという趣旨の熱心な陳情がありました。これを、茲に申添えておきます。

次にその他の一般事項の二、三について申述べます。

その第一は、中学校の最終学年において進学組とその他の組とに分けて学習内容の一部を変更することでありま

すが、これについては、先ずそのための設備と教師の数等において無理があるから俄に実施することは困難であるという意見が、各地において陳べられました。

第二は、市町村教育委員会の教育長の前歴及びその手当のことであります。前歴については各県ともに教職の経験を持つ者が九〇％以上を占めていて、佐賀県におきましては、最高二万円から最低五千円であり、福岡県におきましては、最高五万円から最低一万円、熊本県におきましては、その数字を確かに致しません。比較的低いといふことでありました。

第三は、農業又は水産に関する高等学校の教員に対する特別手当についてであります。これが経費について、既に予算に計上済の県と十二月の議会において決定する予定の県とがありましたが、いずれも国の方針の通りに実施するといふことでありました。併し、校長が学校全般の運営上困難を感じる点もあり、また工業高校や農業試験場林業試験等とのバランスの上での問題もあるといふことでありました。

最後に、今回の調査の逐次、各地において要望又は陳情を受けました事項の一、二について御報告致します。

その一つは、「学校保健法立法並びにこれに伴う予算措置に関する件」であります。国民保健は我が国再建の礎石であり、学校保健の拡充強化は国民保健に対する根本的施策であるから、学校保健の振興を図るため、その立法措置と予算措置を速かに講じてもらいたいという趣旨のもとに、熊本県

学校保健会長からと、熊本県八代郡泉村の中学校長、小学校長六名から要望書が提出されました。

また、福岡県教育委員会教育長からは、右の学校保健法の制定と、学校管理下における児童生徒災害共済法の制定に關して、略々、同趣旨の要望書が提出されました。

それから、福岡県都市教育委員会連絡協議会と、福岡県町村教育委員会連絡協議会からの陳情として、大要次の如き趣旨が述べられました。

国及び県当局の地方行政指導により、町村合併が急速に進められた結果、教職員の人事運営上著しい支障を来している。それは、暫定手当額が

異なることに起因する問題であり、暫定手当制度が設けられて、支給率地域区分が等級地を除いた他の地域が何ら改められていないために、不合理不均衡があるから、同一市町村内における暫定手当の支給率地域区分を同一にするよう速かに是正して、教育行政上の甚しい支障を取除いてほしい、という内容であります。

以上第三班の報告を終わります。

十二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中

「成人の日 一月十五日

おとなになつたことを自覚し、みづから生き抜こうとする青年を祝いはげます。」

に改める。

建国記念の日 二月十一日 建国を記念し、国を愛する心を養ふ。」

附則

この法律は、公布の日から施行する。

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育費国庫負担法に基づく教材費国庫補助増額等に関する請願(第六号)

一、公立学校文庫施設補助制度改善に関する請願(第七号)

一、公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願(第三五号)

号(第三十六号)(第三十七号)(第三十八号)(第三十九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)(第五三号)(第五四号)(第五五号)(第五六号)(第五七号)(第五八号)(第五九号)(第六〇号)(第六一号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第六八号)(第六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)

異なることに起因する問題であり、暫定手当制度が設けられて、支給率地域区分が等級地を除いた他の地域が何ら改められていないために、不合理不均衡があるから、同一市町村内における暫定手当の支給率地域区分を同一にするよう速かに是正して、教育行政上の甚しい支障を取除いてほしい、という内容であります。

以上第三班の報告を終わります。

十二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

- 一、建国記念日制定に関する請願（第九五号）（第九六号）（第一八八号）（第二四八号）（第二八二号）（第三一十号）（第三三〇号）（第三三八号）（第三三九号）（第三五七号）（第三五八号）（第三六八号）（第四一二号）（第四一三号）（第四四八号）（第四六八号）（第四七三号）
- 一、義務教育学校の学級編成基準等に関する請願（第九八号）（第三七四号）（第四一〇号）（第四一一号）（第四七〇号）
- 一、学校保健の法制化等に関する請願（第一四四号）（第二三二号）（第二五七号）（第二八六号）（第三四一号）（第四〇八号）
- 一、義務教育学校の教員配置基準等に関する請願（第一九九号）
- 一、義務教育施設の国庫負担制度確立に関する請願（第二〇〇号）
- 一、小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願（第二二〇号）
- 一、愛知学芸大学名古屋分校に後期課程設置反対の請願（第二四四号）
- 一、栃木県宇都宮市所在航空自衛隊第二操縦学校周辺小中学校の防音装置に関する請願（第二八三号）
- 一、義務教育諸学校施設費国庫負担の恒久立法化に関する請願（第二八五号）
- 一、東北地方の科学技術教育振興等に関する請願（第三二四号）（第四五三三号）
- 一、児童、生徒の災害補償の立法化促進に関する請願（第三四〇号）
- 一、学校給食法の一部改正等に関する請願（第三四二号）

一、義務教育費国庫負担増額等に関する請願（第三四四号）

一、軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願（第三四五号）

第六号 昭和三十三年十二月二十日受理

義務教育費国庫負担法に基づく教材費国庫補助増額等に関する請願

請願者 岐阜県高山市議会

紹介議員 古池 信三君

教材の整備は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、現在では校舍の整備と同様に重要視しなければならぬものであるが、窮乏した地方財政と教材費に対する国庫負担額が少いため、これが整備はきわめて至難の実情にあり、また義務教育費国庫負担法による教材費をもつて理科教育振興法に規定する教材を購入することは禁止されておられ、まことに遺憾に堪えないから、教育行政の拡充強化と地方財政確立のため、教材費の国庫負担額を大幅に増額すると共に、教材費の購入にかかる禁止措置を撤廃し、その範囲を拡大するよう措置せられたいとの請願。

第七号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立学校文教施設補助制度改善に関する請願

請願者 岐阜県高山市議会

紹介議員 古池 信三君

現行の危険校舎改築並びに不常授業解消等の臨時的法律を交えた複雑な補助制度を顧みるとき、危険校舎は、年々改築されているが、なお累積せられていくの憂うべき現況にある。従つて、国はこの現実即して根本的にこのような補助制度に検討を加え、各種問題を残されている臨時制度をすみやかに恒久的、画一的にし、補助率引き上げを考慮にいれ一貫せる補助政策を確立し、文教施設整備の促進を図られたいとの請願。

第三五号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 埼玉県浦和市議会

紹介議員 小林 英三君

第二十六回国会における衆参両院の決議に基づき、（一）公立義務教育諸学校の施設費（校地買収費を含む）半額国庫負担制度を確立する恒久法を制定すること、（二）右の法律制定に伴う予算の裏付を行うこと、（三）以上の措置は昭和三十三年度から実施すること等の実現を図られたいとの請願。

第三六号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡福岡村

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三七号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡小太町議会

紹介議員 小柳 牧雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三八号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市長 内海 清外四名

紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三九号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 埼玉県浦和市市長 川久 保義典外三名

紹介議員 大沢 雄一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四〇号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 長崎市長 田川務外五名

紹介議員 西岡 ハル君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四一号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 千葉県柏市長 鈴木悦 三外十八名

紹介議員 小澤久太郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四二号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 福井市長 熊谷太三郎 外六名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四三号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 福井市議会議長 潮田 豊外六名

紹介議員 酒井 利雄君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第四四号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 神戸市役所内神戸市教育委員会内神戸市立小学校育友会連合会内 小林彌治外四名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四五号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 群馬県知事 竹腰俊蔵 外八名

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四六号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 神戸市役所内神戸市教育委員会内神戸市立中学校育友会連合会内金子敏輔外四名
紹介議員 岡崎 眞一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四七号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願(二通)

請願者 千葉県佐原市長 坂本官蔵外十四名
紹介議員 伊能繁次郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四八号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願(三通)

請願者 福島市杉妻町一六福島県市町村教育委員会連絡協議会内 足立俊雄外二名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四九号 昭和三十三年十二月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願(五通)

請願者 千葉県銚子市長 嶋田隆外四十八名

紹介議員 川口爲之助君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五〇号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願(九通)

請願者 栃木県那須郡小川町長 白相一策外六十四名
紹介議員 佐藤清一郎君 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第九七号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 山形県飽海郡平田村 小野寺重美外六名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四五号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 山形市教育会館内山形県市町村教育委員会協議会内 小笠原信夫外六名
紹介議員 海野 三朗君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四六号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡金井村PTA連絡協議会内 渡辺長一
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四七号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市長 磯部利右衛門外三名
紹介議員 曾根 益君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四八号 昭和三十三年十二月二十日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願(九通)

請願者 島根県八束郡宍道町長 三島四郎外七十五名
紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一九七号 昭和三十三年十二月二十一日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願(八通)

請願者 島根県八束郡美保町役場内 小谷茂雄外十九名
紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一九八号 昭和三十三年十二月二十一日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 米山恒治
紹介議員 田中 茂徳君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四六号 昭和三十三年十二月二十三日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺 武蔵野市役所内全国市町村教育委員会連合会内 赤井米吉
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四七号 昭和三十三年十二月二十三日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町 五郎丸富山県PTA連絡協議会内 舟橋順治外千五百九十七名
紹介議員 館 哲二君 石坂 豊一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二八四号 昭和三十三年十二月二十四日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願(二通)

請願者 岩手県一関市滝沢矢の目沢 牟岐詰雄外一名
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二九九号 昭和三十三年十二月二十五日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 長野県中野市長 吉谷 仁士
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三一六号 昭和三十三年十二月二十七日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 岩手県議会議長 橋本 八百二
紹介議員 川村 松助君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三四三号 昭和三十三年一月六日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 愛知県一宮市野口町一 二〇 佐々木繁雄外三千五百五十四名
紹介議員 大谷 實雄君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三六七号 昭和三十三年一月九日受理
公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

公立義務教育施設費半額国庫負担制度
確立に関する請願

請願者 福島県議会議長 河原

田盛雄

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三八九号 昭和三十三年一月十三日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度

確立に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 白石

春樹

紹介議員 堀本 宜實君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四〇九号 昭和三十三年一月十六日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度

確立に関する請願

請願者 京都市会議長 山川常

七外四名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四二二号 昭和三十三年一月十七日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度

確立に関する請願

請願者 宮城県仙台市勾当台通

二七宮城県市町村教育委員会協議会内 近衛

主賢

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四四六号 昭和三十三年一月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度

確立に関する請願

請願者 岡山県議会議長 菅野

幸嘉

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四五七号 昭和三十三年一月二十日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度

確立に関する請願

請願者 青森県議会議長 大島

勇太郎外六名

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四九二号 昭和三十三年一月二十四日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度

確立に関する請願

請願者 山口県岩国市長 土肥

京一外五名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第九五号 昭和三十三年十二月二十日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 鳥取市上町八五鳥取県

神社庁内 永江則実外

百七十名

紹介議員 仲原 善一君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日（もとの

二月十一日の紀元節）制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史

と伝統を回顧し国家興隆の前途を思うとき、当然起つてくる国民的世論であることに思いをいたされ、ぜひ建国記念の日法制化に尽力せられたいとの請願。

第九六号 昭和三十三年十二月二十日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 宮崎県西諸郡高原町

字花堂 丸山了三外六

十六名

紹介議員 竹下 豊次君

国の初を祝う日を（奉）国節と称え、その日を二月四日とし、立春の気節に天孫降臨を追憶記念奉祝し、誠と和との人となり国を愛する心を養うよう定められたいとの請願。

第一八八号 昭和三十三年十二月二十二日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 青森県北津軽郡中里町

深郷田 松橋泰彦外百

二名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第二四八号 昭和三十三年十二月二十三日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 鹿児島市草牟田町四、

三九九 田畑与三郎外

五十四名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第二八二号 昭和三十三年十二月二十四日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 鳥取市宮長一八七 横

則治外二十六名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第三一〇号 昭和三十三年十二月二十六日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 青森県弘前市大字田町

青森神社社内 新館

宏

紹介議員 佐藤 尚武君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第三三〇号 昭和三十三年十二月二十七日受理

建国記念日制定に関する請願（十八通）

請願者 岩手県東磐井郡大東町

大原字笠置 鈴木鶴治

外二千八百六十一名

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第三三八号 昭和三十三年十二月二十八日受理

建国記念日制定に関する請願（二通）

請願者 岩手県東磐井郡室根村

矢越字松原 菊池増外

二百八名

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第三三九号 昭和三十三年十二月二十八日受理

請願者 高知県土佐清水市下益

野・岡田近太郎外三百

六十三名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第三五七号 昭和三十三年一月六日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡東山村

長坂 吉田正太夫外七

十名

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第三五八号 昭和三十三年一月六日受理

建国記念日制定に関する請願（十四通）

請願者 岐阜県海津郡海津町高

須町三九六 福井慶助

外千九百九十六名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第三六八号 昭和三十三年一月九日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 高知県長岡郡後免町折

年 黒島務外四十九名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四一二号 昭和三十三年一月十六日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡川井村
大字小国第二〇地割四
五番地ノ三 中村長太
郎外五百三十一名

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四一三三号 昭和三十三年一月十六日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡伯仙町尾
高一、〇二五 安江綱
紀外二十三名

紹介議員 手島 栄君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四三二一號 昭和三十三年一月十八日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 鳥取市梶川町四〇ノ二
芳村章外五十名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四三二二號 昭和三十三年一月十八日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市太田
町岐阜県神社庁加茂郡
支部内 安江幹夫外九
十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四四八号 昭和三十三年一月二十日受理

建国記念日制定に関する請願（百五
通）

請願者 岡山県阿哲郡多町田
淵 山本固次外九千四
十三名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四六八号 昭和三十三年一月二十一日受理

建国記念日制定に関する請願（二通）

請願者 鹿児島県肝属郡垂水町
二川九八四 隈元辰雄
外百二十二名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第四七三三號 昭和三十三年一月二十三日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 高知県中村市上古尾
佐竹信男外二百五十六
名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第九八号 昭和三十三年十二月二十日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市役所内
全国市町村教育委員会
連合会内 赤井米吉

紹介議員 野本 品吉君

現在公立小中学校において一学級に五十六人以上児童生徒を収容している庄縮学級は、全国に相当数あるが、教育

効果の向上を図るために、一学級に収容する児童生徒の数を五十人以下に削減せられるとともに、これに伴い増加する学級に対する教員数を確保するよう法的措置を講ぜられたいとの請願。

第三七四号 昭和三十三年一月九日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願

請願者 石川県小松市小馬出町
石川県能美郡町村教育
委員会連合会内 室谷
三好外一名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第四一〇号 昭和三十三年一月十六日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願

請願者 石川県石川郡松任町字
殿町ル一七 関友次郎
外一名

紹介議員 井村 徳二君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第四一〇号 昭和三十三年一月十六日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願

請願者 東京都八王子市本町一
五 河西重蔵

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第四七〇号 昭和三十三年一月二十日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願（八通）

請願者 茨城県水戸市役所内水
戸市教育委員会内 鈴
木幹雄外七名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第一四四号 昭和三十三年十二月二十日受理

学校保健の法制化等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市栄町五七
六 赤木元蔵外一名

紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君

現行学校保健に関する制度は法規上、または予算上極めて不備不十分で児童生徒の健康保持増進及び学習能力の向上のためことに遺憾であるから、

（一）学校における衛生及び安全の保持に関する措置、（二）就学前の健康診断及び学校における健康診断とその事後処置並びに健康相談、（三）学校伝染病の予防措置、（四）学校管理下における児童生徒の負傷、疾病等に対する措置、（五）保健室等について規定した学校保健法を制定するとともに、学校保健予算についても充分なる国庫補助予算を計上するよう早急に措置せられたいとの請願。

第二三二二号 昭和三十三年十二月二十三日受理

学校保健の法制化等に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮前町
三ノ一八都立西高校
内全国学校保健推進協

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第二五七号 昭和三十三年十二月二十三日受理

学校保健の法制化等に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨中川
原町八八京都市学校衛
生科医師会内 前田勝
竹中 恒夫君

紹介議員 竹中 恒夫君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第二八六号 昭和三十三年十二月二十四日受理

学校保健の法制化等に関する請願（四通）

請願者 福島市川俣町川俣小学
校内福島県学校保健推
進協議会内 白石猪次
外二十三名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第三四一號 昭和三十三年一月六日受理

学校保健の法制化等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田旅
籠町三ノ三 増田長男

紹介議員 大谷 養雄君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第四〇八号 昭和三十三年一月十六日受理

学校保健の法制化等に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨中川
原町八八京都市学校衛
生科医師会内 前田勝
竹中 恒夫君

紹介議員 竹中 恒夫君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第二八六号 昭和三十三年十二月二十四日受理

学校保健の法制化等に関する請願（四通）

請願者 福島市川俣町川俣小学
校内福島県学校保健推
進協議会内 白石猪次
外二十三名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第三四一號 昭和三十三年一月六日受理

学校保健の法制化等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田旅
籠町三ノ三 増田長男

紹介議員 大谷 養雄君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

請願者 京都市下京区大宮松原

西入 田村豊太郎

紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第二九号 昭和三十三年十二月二
十一日受理

義務教育学校の教員配置基準等に関する請願

請願者 鹿兒島県議会議長 米山恒治

紹介議員 田中 茂穂君
教員の配置基準及び学級編成基準は教育上極めて重大な影響を及ぼし、また危険校舎の改築は焦ひの問題であるから、(一)合理的学級編成基準及び教員配置基準の法制化、(二)教職員の給与費に対する国の財源保障率は都道府県財政の貧富の段階に応じて最低五十パーセントから最高九十パーセントとすることに、危険校舎改築促進臨時措置法を、(一)補助率三分の一を二分の一に引き上げること、(二)補助額の総額を拡大すること、(三)臨時立法を永久立法とすること等の諸点について改善せられたいとの請願。

第二〇号 昭和三十三年十二月二
十一日受理

義務教育施設等の国庫負担制度確立に関する請願

請願者 鹿兒島県鹿屋市長 水田良吉外二名

紹介議員 田中 茂穂君
再建日本の重責をになう児童生徒の教育の重要性にかんがみ、乏しい地方財政をかえりみず教育施設の整備に専念してきたが、いままお、施設の老朽ならびに不足をきたしているため、不

正常授業を実施している実情で、抜本的な国の助成対策による有効適切にして恒久的な措置を仰がない限り対処できない窮状にあるから、(一)義務教育学校施設費国庫負担制度を確立すること、(二)文教施設整備事業及び災害復興事業のわくを拡大すること、(三)文教施設単独事業費起算算定基準を現状に改めること、(四)義務教育教材費を増大すること等特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二〇号 昭和三十三年十二月二
十一日受理

小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願

請願者 福島県河沼郡津坂下町字市一 番甲三、五四三 高久信哉外十七名

紹介議員 矢嶋 三義君
基礎的教養の育成に最も教育の可能性の多い時期である小、中学校教育において、理性和情操の固定を計る音楽教育の重要性にかんがみ、音楽科授業数を、現行の週二時間を厳に確保するとともに、さらにその授業時数の増加を図られたいとの請願。

第二四四号 昭和三十三年十二月二
十三日受理

愛知学芸大学名古屋分校に後期課程設置反対の請願

請願者 愛知県岡崎市市長 竹内京治外七十六名

紹介議員 柴田 栄君
愛知学芸大学名古屋分校に四年課程の後期を誘致しようとする運動がなされている模様であるが、万一このよう

上にある愛知学芸大学の充実は著しく、阻害され、卒業生の資質の向上が期し得られないばかりでなく、教育上幾多の憂慮すべき影響が予想されるから、いたずらに国費を分散散用することなく、現学制完結頭初からの統合充実の方針を堅持し、愛知学芸大学はあくまでも現状を維持維持せられるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第二八三三号 昭和三十三年十二月二
十四日受理

栃木県宇都宮市所在航空自衛隊第二操縦学校周辺小中学校の防音装置に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市長 佐藤和三郎外一名

紹介議員 佐藤清一郎君
航空自衛隊第二操縦学校が宇都宮市横川地区に設置されたため、飛行機の爆音は、同市の市立小中学校児童生徒の視聴覚教育を全く不可能とし、全児童生徒の学力を低下させている現況であるから、各学校に対し防音装置並びにこれに伴うその他の施設を完備し、学校教育の実施に支障がないよう、すみやかに対策を樹立せられたいとの請願。

第二八五号 昭和三十三年十二月二
十四日受理

義務教育諸学校施設費国庫負担の恒久立法化に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡淀江町長 石原徹造外二名

紹介議員 矢嶋 三義君
義務教育は国と地方との共同責任で行われるものであり、義務教育の遂行に必要な基準までの施設費についてはその半額が完全に国の負担となるべきものであるから、今国会において、義務教育諸学校施設費国庫負担を恒久法とし、三十三年度から実施するよう善処せられたいとの請願。

第三二四号 昭和三十三年十二月二
十七日受理

東北地方の科学技術教育振興等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 橋本八百二

紹介議員 川村 松助君
東北地方は、産業教育施設、義務教育施設等の文教についての設備が他の地方に比べて著しく劣勢であり、これがひいては東北開発の障害となることが憂慮されるから、科学技術教育の振興、産業教育施設設備の充実、産業教育課程の拡充、定時制教育の振興、産業教育センターの設置、公民館の充実、公立文教施設の整備、へき地教育施設の整備が実現するよう東北開発促進法の一部を改正せられたいとの請願。

第四五三三号 昭和三十三年一月二十
日受理

東北地方の科学技術教育振興等に関する請願

請願者 青森県議会議長 大島勇太郎外六名

紹介議員 海野 三朗君
この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

紹介議員 大谷 賛雄君
修学旅行その他において児童、生徒の遭難事故が頻出し、また平生学校内においても不慮の傷害事故がひん発するにかんがみ、これら被害児童、生徒に対する国家補償の立法化についてはしばしば請願したにもかかわらずいまだその実現をみないのはまことに遺憾であるから、きたるべき国会においてぜひその立法化を実現せられたいとの請願。

第三四二二号 昭和三十三年一月六日
受理

学校給食法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田旅籠町三ノ三 増田長男

紹介議員 大谷 賛雄君
学校給食法が公布施行されて以来、学校給食の普及発展はめざましいものがあり、その結果児童生徒の体位は一日と向上の一途をたどりつつあるが、学校給食の実態は、現状をもつて満足しえられないものではないから、学校給食法の一部改正により学校給食実施校に給食に関する専門的知識技能をもつ栄養士等を配置し、その費用を国庫補助せられると共に、更に学校給食施設設備に関する補助、標準保護児童生徒救済に関する補助、並びに給食用諸物資に関する補助の増額等を併せて実現せられたいとの請願。

第三四四号 昭和三十三年一月六日
受理

義務教育費国庫負担増額等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田旅籠町三ノ三 増田長男

紹介議員 大谷 賛雄君

請願者 岩手県下閉伊郡岩泉町

中村俊三外三名

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五六〇号 昭和三十三年一月二十

日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 静岡県島田市新田町

八、五九九 鈴木卯平

外十五名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五六一号 昭和三十三年一月二十

日受理

建国記念日制定に関する請願（十七

通）

請願者 岐阜県恵那郡蛭川村

田口藤太郎外七百五十

五名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五六九号 昭和三十三年一月二十

日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 静岡県榛原郡金谷町神

谷城一、一〇二 小関

秀夫外二千三百四十八

名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五八六号 昭和三十三年一月三十

日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 静岡市根古屋三九三ノ

三 仁科寿玄外八十名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五八七号 昭和三十三年一月三十

日受理

建国記念日制定に関する請願（四通）

請願者 茨城県稲敷郡美浦村八

井田 飯塚正臣外九百

五十名

紹介議員 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五八八号 昭和三十三年一月三十

日受理

建国記念日制定に関する請願（七通）

請願者 鹿児島市西田町八七

榎本岳伸外三百八十七

名

紹介議員 西郷吉之助君

國の初めを祝う日をてう（奉）國節と称え、その日を二月四日とし、立春の氣節に天孫降臨を追憶記念奉祝し、誠と和との人となり國を愛する心を養うよう定められたいとの請願。

第五八九号 昭和三十三年一月三十

日受理

建国記念日制定に関する請願（八十三

通）

請願者 三重県三重郡朝日町大

字小向 森三郎外六千

九十七名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五〇一号 昭和三十三年一月二十

五日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願（三通）

請願者 茨城県北茨城市華川町

上小津田 鈴木庄作外

二名

紹介議員 宮田 重文君

現在公立小中学校において一学級に五十六人以上児童生徒を収容している圧縮学級は、全国に相当数あるが、教育効果の向上を図るために、一学級に収容する児童生徒の数を五十人以下に削減せられるとともに、これに伴い増加する学級に対する教員数を確保するより法的措置を講ぜられたいとの請願。

第五五二号 昭和三十三年一月二十

日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願（二通）

請願者 茨城県行方郡麻生町町

村会館内行方郡教育委員連絡協議会内 神原

善弥外一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五八五号 昭和三十三年一月三十

日受理

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願

請願者 茨城県高萩市高萩町高

萩市教育委員会内 下

山田尚方

紹介議員 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五四六号 昭和三十三年一月二十

八日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 和歌山市西汀町一 辻

川 ちやう

紹介議員 野村吉三郎君

義務教育諸学校の施設整備に関する諸法律の統合恒久立法化とこれに対する経費について第二十六国会において決議された趣旨に基き、二分の一の負担を明年度から完全実施できるより国の財政措置を講ぜられたいとの請願。

第五六二号 昭和三十三年一月二十

日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 岐阜県高山市議会議

長 高田弥一郎

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五八四号 昭和三十三年一月三十

日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 奈良市法蓮山添町八四

七奈良県市町村教育委員

会連合会内 近東義

則

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

昭和三十三年二月十四日印刷

昭和三十三年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局